

令和7年度 法令遵守審査会から是正措置等の意見を付した報告のあった案件

	通報概要	審査会による意見概要	本市の対応
1	福知山マラソンや年度末の人事異動に伴う事務機の配置換え等、市の職員が従事する時間が労働時間として扱われていないことについて	福知山マラソン及び人事異動に伴う事務機の配置換えは、業務に該当する。 市において各事業の実施に際して職員が従事した時間を正確に把握した上で、当該時間を考慮した適切な是正措置を講ずることが望ましい。	福知山マラソン及び人事異動に伴う事務機の配置換えに従事した時間は労働時間とし、消滅時効期間を考慮して、過去3年間の従事者について手当等を支給する。 また、その他業務についても改めて市で確認を行い、勤務時間外の緊急対応等のための電話対应当番については特殊な勤務として手当の支給に向けた対応を進めていく。 併せて、所属長に対して労働時間やサービスの管理についての労務管理研修を実施していくこととする。
2	市役所庁舎等で発生したごみの運搬に従事する職員の特殊勤務手当（清掃作業手当）未支給について	本件通報対象である清掃作業手当に関し、市役所庁舎等自庁内で発生したごみの運搬等は支給対象としないことが違法であるということはないが、関係規則において、より具体的に対象を規定し、これまで以上に十分に説明するよう努められたい。	清掃作業手当の対象となる範囲をより明確にするため、福知山市職員特殊勤務手当支給規則を改正する。 また、会計年度任用職員の任用時に交付する勤務条件書に従事する職務の内容等を明確に示していくこととする。